

Ⅱ.「義務教育学校・6歳児学級・学童保育所のための教育課程」(Lpo94)

(1) 位置づけ

本稿において扱われる「教育課程」は上記の第1の系列のうちの第1、すなわち、「学校教育法」によって統括されるスウェーデンの教育制度の基幹的ラインを構築する部分の、さらにその基盤たる義務教育の部分のカリキュラムにあたる。高等教育以外の教育機関を対象とする教育課程としては、「義務教育学校・6歳児学級・学童保育所のための教育課程」(Lpo94)を含めて全体としては次の3つが存在することになる。

- ①「就学前教育機関のための教育課程」(Läroplan för förskola, Lpfö98)
 - ②「義務教育学校・6歳児学級・学童保育所のための教育課程」(Läroplan för det obligatoriska skolväsendet, förskoleklassen och fritidshemmet, Lpo94)
 - ③「私立学校のための教育課程」(Läroplan för de frivilliga skolformerna, Lpf94)
- これらの教育課程の内もっとも重要なものが②の「義務教育学校のための教育課程」(Lpo94)である。

(2) 歴史およびLpo94の制定と改訂

スウェーデンの義務教育段階の教育課程は、歴史的には、1878年、1989年、1900年の教育課程(Normalplan)、1919年、1955年の教育課程(Undervisningsplan)、1962年、1969年、1980年の教育課程(Läroplan)があった。これに続いて制定されたのが現行の教育課程(Lpo94)である。教育課程(Lpo94)は現在まで約10年間に数度の改訂を経て、最近年では2003年の改訂があり現在に至っている。

1994年の制定以降の大きな改定は1998年に行われた。第1の変更は、タイトルの変更にみられる。Läroplan för det obligatoriska skolväsendet(義務教育学校のための教育課程)から Läroplan för det obligatoriska skolväsendet, förskoleklassen och fritidshemmet(義務教育学校ならびに6歳児

学級および学童保育所のための教育課程)に変化したことである。すなわち、義務教育学校(基礎学校)のための教育課程から、基礎学校のみならず、6歳児学級ならびに学童保育所も教育課程の対象に付け加えられた。1998年の6歳児学級の制度の導入を受けて、教育課程においても6歳児学級が導入された。これは、6歳児の義務教育への就学を実現する第1歩と考えられる。これが実現すれば、義務教育期間は9年から10年に延長されることになる。「知識社会」の時代を迎えた現在の義務教育を充実させる第1弾は、6歳児の義務教育化である。6歳児学級の義務教育化はまだ法制化されてはいない。しかし、2002年1月現在、6歳児の93%が6歳児学級に在籍しており、実質的には既に義務教育化は実現していると見るのが妥当であろう。学童保育所も義務教育機関を補完するものとして重要な役割を担うことになったと言えるであろう。

変更点の第2は、教育課程の「目標と指針」のうち、(1)と(2)の順番が入れ替わったことである。すなわち、旧版では、(1)知識(2)規範と価値の順番であったものが入れ替わり、(1)規範と価値(2)知識となったことである。規範と価値を重要視する姿勢がより鮮明になった。教育課程の冒頭において、学校の根源的価値に関する記述と対応する形で、教育課程の後半の「目標と指針」の項において「規範と価値」がより強調されることになった。このことはスウェーデンの学校教育における重要な変更と捉えることができる。

Ⅲ.「義務教育学校・6歳児学級・学童保育所のための教育課程」(Lpo94)の内容の要点

第1部「学校の根源的価値と使命」

(1) 根源的価値

「義務教育学校・6歳児学級・学童保育所のための教育課程」(Lpo94)は2部に分かれる。第1部は「学校の根源的価値と使命」である。さらに、その冒頭は、根源的価値(värdegrund)に関する記述で始まる。根源的価値として6点が指摘される。

- ①人間の生命を侵してはならないこと

- ②個人の自由
- ③人間としての尊厳
- ④すべての人には等しい価値があること
- ⑤男女の平等
- ⑥放置された弱者への連帯

根源的価値は公教育制度において最も尊重されるべき価値である。公教育制度は「民主主義」というシステムの上に成立する。したがって、民主主義というシステムにおいて、公教育制度を根源的価値へ向かって整備することが課題となる。

公教育制度はまた、教育によって個人を形成するにあたって、次の3点を重視する。

- ①公正の感覚
- ②寛容・寛大
- ③責任を負うという感覚

この3点を子どもたちの中に育てていくことが「教育」の課題でなければならない。同時に、この3点を公教育制度において涵養していくことが根源的価値を獲得することに通じる。

(2) 他者への理解と共感

他者を理解し、他者に共感する力は、自己を理解しアイデンティティを高める力と相関する。

(3) 客観性と多面性

他者の抱く多様な考え方に対して寛容でなければならない。他者に寛容であることと同時に、自らが、自分自身の立場を持つことが重要である。

(4) 等しく価値のある教育

一人ひとり、すべての人には等しい価値があるのであり、それぞれに応じた教育が用意されなければならない。

(5) 権利と義務

学校の要求と児童生徒一人ひとりのニーズは必ずしも一致しない。学校の要求は、学校および教師によって「明示」されなければならない。これに対して、児童生徒のニーズは子どもおよび親によって意見表明され、彼ら自身が教育の内容に関する決定に参加することが必要である。

(6) 学校の使命

学校の使命は次のことである。

- ①知識の獲得（基本的事実・理解・技能・習熟）
- ②責任感ある人間の育成（根源的価値を児童生

徒に移植することにより、かれらを、社会の構成員としての自覚ある存在にすること・市民形成教育）

学校は次のような価値を特徴として備えなければならない。

- ①一人ひとりを大切にすること（omsorg）
- ②やさしさ（omtanke）
- ③寛容（generositet）

学校は、根源的価値の提供によって、主体性を持ち責任を取れる人間を育成しなければならない。同時に、歴史的視野・環境への視野・国際的な視野に関して客観的事実を通じて「知識の配布」を行わなければならない。究極的には、倫理的な視野の教育を通じて「自分自身の立場」の構築を助けなければならない。

(7) 発達と学習のための良好な環境

それぞれの学校は児童生徒の発達と学習にとってよい環境を構築しなければならない。学校は「安心感のある場所」であり、同時に、「学習の意欲とよろこびの共同体」でなければならない。

(8) それぞれの学校の実現

それぞれの学校が、それぞれの発展を期待されている。

第2部「目標と指針」

目標は、努力目標と到達目標とからなる。

(1) 規範と価値

この項目が最も重要視される。1998年版の教育課程から第2部の第1番目の項目になった。それまでは、次の項目の(2)知識が、第1番目にあった。

(2) 知識

2番目になったとはいえ、知識社会重視のスウェーデン社会において重要課題であることには変わりがない。

(3) 児童生徒の責任と参加

児童生徒の意見表明の重要性が強調されている。

(4) 学校と家庭

「子どもにとっての最善の環境を構築すること」が、学校と保護者の共同責任であることが指摘されている。

(5) 連携と協働